

一般財団法人ヘルス・サイエンス・センター
助 成 金 交 付 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人ヘルス・サイエンス・センター（以下「本財団」という。）定款第4条第1号、4号に掲げる事業に係る助成金（以下「助成金」という。）に関する交付及び交付後の管理を公正かつ厳正に行うため、必要な事項を定めるものである。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金は、調査、研究組織が確立されていて、積極的に調査、研究に取り組もうとする個人及び団体を対象として本財団定款第3条に定める目的にかなう研究に原則1件100万円を限度として助成する。

(助成の対象となる経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、主として、研究に直接要する物品の購入費用、役務費、その他研究推進に必要な費用又は渡航・滞在に直接要する費用並びに研究成果の刊行費用とする。

(選考委員会)

第4条 助成金を交付するにあたり、定款第45条第2項の規定により助成金交付の選考委員会を設置し、選考委員の構成を次のとおりとする。

(1) 統括審査をする学識経験者	1名
(2) 新しい医療分野の施設、設備の改善に資する研究につき審査する学識経験者	2名
(3) 健康診断のシステムを主として審査する学識経験者	2名
(4) 中小企業の経営管理を主として審査する学識経験者	2名
(5) 企業の業種別特性を主として審査する学識経験者	1名

第2章 助成金交付手続

(募集手続)

第5条 助成金の交付対象者を選出するため、毎年1回公開された専門誌に広告を掲載して、申請者を募集するほか、学会、大学等の外部機関に対し、推薦を依頼することができる。

2 募集方法、募集人員、募集時期、推薦依頼に関する事項、交付金額等、交付対象者選出のために必要な事項は、選考委員会の答申をうけ代表理事が定める。

(選 考)

第6条 助成金等の交付対象者の選出は、本財団定款第45条の定めにより、公正かつ厳正に、これを行うものとする。

(選考結果の発表)

第7条 選考委員会において交付対象者の選考手続が終了した場合、理事会及び評議員会は委員会の選考結果の報告に基づき、交付対象者及び交付金額を決定し、代表理事は、その結果を

第5条第1項の広告に用いたのと同じの専門誌に発表するとともに、決定された交付対象者にその旨を通知する。

第3章 委員会の運営

(招 集)

第8条 選考委員会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 選考委員会を招集するには、会日の1ヶ月前までに各委員に対して書面をもって、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知には、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載するものとする。

(議 長)

第9条 選考委員会の議長は、委員会の開催ごとに各委員の互選で定めるものとする。

(定足数及び議決要件)

第10条 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成によりこれをなすものとする。

(議事録)

第11条 選考委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長が記名捺印するものとする。

(選考結果の報告)

第12条 議長は、代表理事に対し、前条の議事録を添えて選考結果を報告するものとする。

第4章 受給者の義務

(収支の報告等)

第13条 第7条に基づき決定された助成金の交付対象者（以下「受給者」という。）は助成金の収支に関する報告及び研究経過報告書または研修経過報告書を作成し、本財団代表理事（以下単に「理事」という）に提出しなければならない。

(研究題目の変更又は研究等の中止)

第14条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究題目若しくは研修題目に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究若しくは研修を中止しようとするときは、その旨を理事に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の報告)

第15条 受給者は、研究結果又は研修成果を理事会に書面をもって報告しなければならない。

- 2 本財団は、第13条の経過報告書及び前項の報告書の全部又は一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって発表することができる。

(研究等の発表)

第16条 受給者が研究結果又は研修成果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにしなければならない。

- 2 受給者が研究結果又は研修成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、理事に報告しなければならない。

(その他の義務)

第17条 受給者は、その選出された意義を十分に認識し、研究結果又は研修成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない。

第5章 その他

(取消し又は返還要求)

第18条 代表理事は、受給者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、助成金の交付決定の取消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付による研究又は研修を中止したい旨の申し出があったとき。
- (2) 本規程に違反があったとき。
- (3) その他受給者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき。

(規程の変更)

第19条 本規程の変更は、定款第41条に準拠するものとする。

(附 則)

本規程は、設立許可のあった日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成28年2月23日から施行する。